

第4次あきる野男女共同参画プラン（概要版）

1 目的

すべての人が、性別にとらわれることなく、その個性や能力が十分に発揮され、家庭、地域、職場等のあらゆる分野に責任を持って参画でき、多様な生き方を自由に選択し、豊かさを享受することができる社会の実現を目指して、実効性のある施策の推進を図っていくこと。

2 本市の現状

(1) 男女共同参画に関する意識等（平成28年度市民アンケート）

- ・「男女共同参画社会」という言葉の認知度 → 29.4%
- ・男女共同参画施策の重要度 → 37位（全40施策中）
- ・男女が平等であると感じる場面 → 学校教育の場のみ

→ 男女共同参画に対する市民の関心を高めるとともに、理解を促進すべく、より一層男女共同参画の周知啓発を図り、様々な場面で男女が平等に生活できる社会を形成していく必要がある。

(2) 女性相談、母子相談及び父子相談

相談件数（DVを含む）は、

平成26年度：659人 → 平成27年度：569人 → 平成28年度：515人
であり、減少傾向にあるものの、支援が必要な方が存在している。

→ 相談窓口の充実を図る必要がある。

(3) 女性の年齢別労働力率の推移

本市の女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）の推移は、東京都全体の女性の労働力率の推移の変化より緩やかであるものの、結婚・出産期を境に低下している（いわゆる「M字曲線」を描く）。

→ 就業・復職支援、離職防止の取組が必要である。

(4) 各種委員会等における女性の参画状況（平成29年4月1日現在）

- ・女性委員の比率 → 36.0%（国の目標を達成）
- ・女性の参画率が30%未満の委員会 → 全体の6割弱

→ 女性委員の任用に取り組む必要がある。

(5) 職員における女性の登用状況（平成29年4月1日現在）

- ・女性職員の比率 → 3割程度
- ・女性管理職の比率 → 21.5%

→ 特定事業主行動計画による取組を進める必要がある。

- 職員採用試験における女性受験者数を増やすため、市ホームページ等に子育て支援制度を掲載するなど、女性が働きやすい職場であることを周知する。
- 能力向上やリーダーシップ等の手法を身につけるための各種研修への女性職員の参加を促す。

3 本市が目指す男女共同参画社会の姿

男女が社会の対等な構成員として、次のような社会を目指すとしている。

- 性別による差別や偏見がなく、それぞれの個性や能力が十分に発揮できる社会
- DVや子ども、高齢者、障がい者などの社会的弱者に対する虐待及び性犯罪等の人権侵害行為を根絶し、互いの人権が尊重される社会
- 固定的な性別役割分担や慣行にとらわれずに、自らの意思により様々な活動に参画できる社会
- 家事や育児、介護等の家庭内での役割について、家族が互いに責任を分かち合い、各々が自分らしい生き方を選択できる社会
- 仕事や家庭生活、地域活動などについて、自らが希望するバランスで取り組むことができる社会
- 政策や方針決定の場を始め、あらゆる分野に対等の立場で参画でき、多様な意見が反映される社会

4 基本理念

日本国憲法や男女共同参画社会基本法を基に、本市における男女共同参画の基本理念を次のとおりとする。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 男女の仕事と家庭・地域生活の両立
- (3) 政策・方針決定過程への男女共同参画

5 基本目標

基本理念に沿って、男女共同参画の取組を推進するに当たり、次の4つの基本目標を設定する。

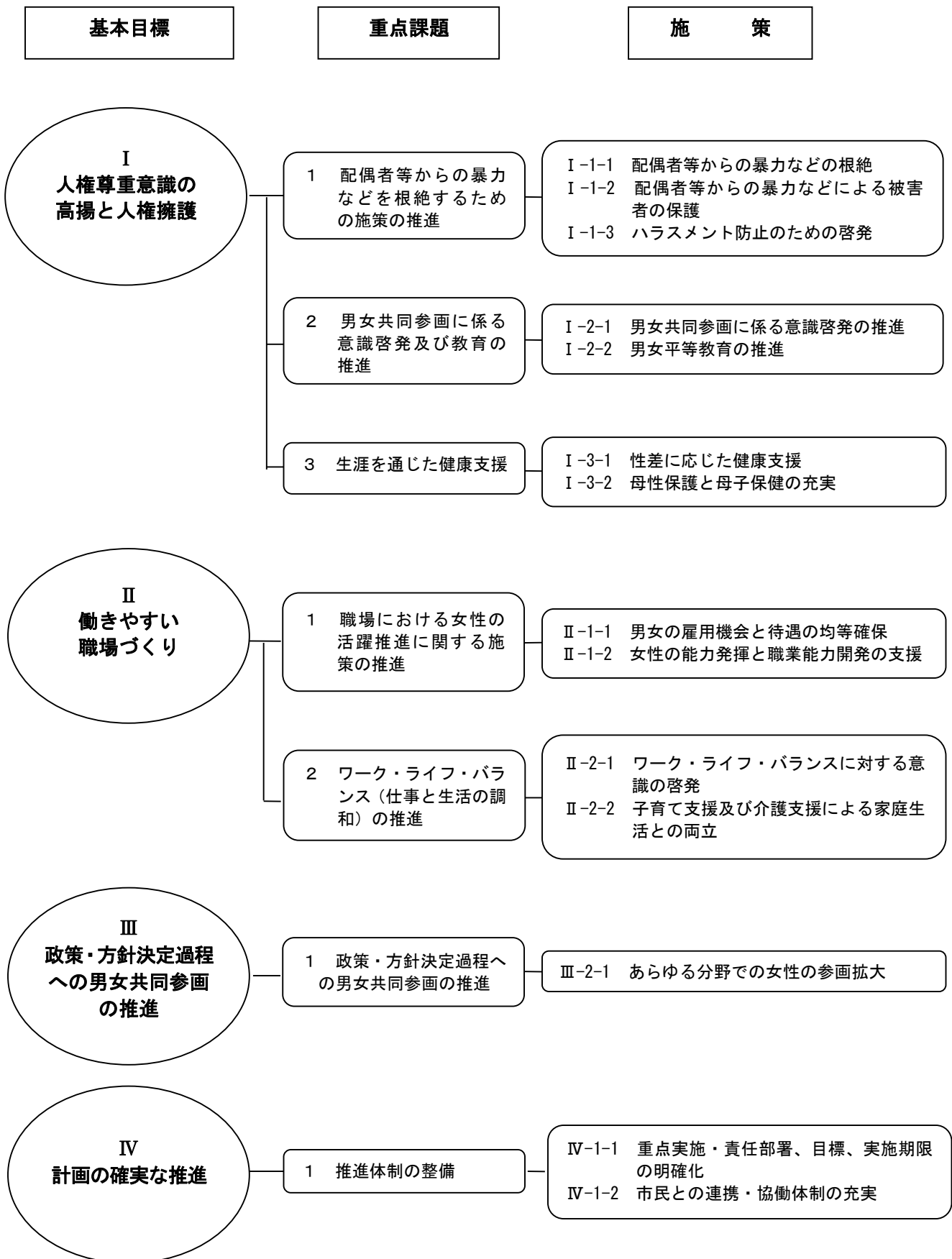
- 基本目標Ⅰ 人権尊重意識の高揚と人権擁護
- 基本目標Ⅱ 働きやすい職場づくり
- 基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画
- 基本目標Ⅳ 計画の確実な推進

6 重点課題（テーマ）

本計画では、次の7つの重点課題（テーマ）を設定する。

- (1) 配偶者等からの暴力などを根絶するための施策の推進
- (2) 男女共同参画に係る意識啓発及び教育の推進
- (3) 生涯を通じた健康支援
- (4) 職場における女性の活躍推進に関する施策の推進
- (5) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- (6) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- (7) 推進体制の整備

7 施策の体系



8 数値目標

基本目標	課題	項目	現状	目標値
Ⅰ 人権尊重意識の高揚と 人権擁護	1 配偶者等からの暴力などを根絶するための施策の推進	市内における配偶者等からの暴力などの情報共有及び連携を図るため、庁内の関係部署による連絡会を設置する。	-	2回開催 (年)
	2 男女共同参画に係る意識啓発及び教育の推進	「男女共同参画社会とはどのようなことか」を「知っている」比率	29.4% (H28.9)	35%
		「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方は「どちらかといえば反対」「反対」の比率	48.7% (H28.9)	55%
Ⅱ 働きやすい職場づくり	1 職場における女性の活躍推進に関する施策の推進	「職場で男性と女性が平等になっているか」について、「男女平等である」と感じる比率	21.9% (H28.9)	25%
	2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を「内容を含めて知っている」という比率	23.9% (H28.9)	30%
		あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業における認定事業所数	1社 (H29.1.1)	5社より多く
Ⅲ 政策・方針決定過程への 男女共同参画の推進	1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	各種委員会等における女性の参画率 (1) 女性委員が30%以上の委員会等の比率 (2) 女性委員がいる委員会等の比率	(1)42.1% (2)78.9% (H29.4.1)	(1)45% (2)85%
		あきる野市職員における管理・監督職における女性職員の比率	21.5% (H29.4.1)	25%より多く

9 その他の基本的事項

(1) 計画期間

平成30(2018)年度から令和3(2021)年度までの4年間

(2) 計画の性格・位置付け

本計画は、あきる野市総合計画の分野別計画であり、男女共同参画社会の実現を目指す事業計画である。また、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(市町村男女共同参画計画)」に該当する。

施策の性質上、本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(市町村基本計画)」と、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(市町村推進計画)」を兼ねる。